

県立芸術劇場指定管理者募集関係参考資料

令和2年7月

宮崎県総合政策部みやざき文化振興課

目 次

1	地方自治法（抄）	……	1
2	公の施設に関する条例（抄）	……	3
3	県立芸術劇場管理規則	……	10
4	個人情報取扱特記事項	……	21
5	宮崎県立芸術劇場友の会「くれっしえんど倶楽部」規約	……	23
6	県立芸術劇場の平面図	……	25
7	主な利用実績	……	28
8	宮崎国際音楽祭の開催実績	……	29
9	令和元年度県民文化振興事業の開催実績	……	30
10	公益財団法人宮崎県立芸術劇場の決算状況	……	34

1 地方自治法（抄）（昭和22年法律第67号）

（公の施設）

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

第244条の3 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
(公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て)

第244条の4 普通地方公共団体の長がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

2 第238条の4第1項に規定する機関がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。

3 普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関(指定管理者を含む。)がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

4 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求(第一項に規定する審査請求を除く。)があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

5 議会は、前項の規定による諮問があつた日から20日以内に意見を述べなければならない。

6 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求(第1項に規定する審査請求を除く。)に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。

2 公の施設に関する条例（抄）（昭和39年条例第7号）

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定による公の施設の設置、管理及び廃止については、法令又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほかこの条例の定めるところによる。

（設置）

第2条 県民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため、別表第1のとおり公の施設を設置する。

（管理の原則）

第3条 公の施設は、常に良好な状態において管理し、その設置の目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。

（特に重要な公の施設）

第4条 法第244条の2第2項の規定により、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければ廃止できない公の施設は、別表第2に定めるものとする。

（守るべき事項）

第5条 公の施設の利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、特に知事の承認を受けたときはこの限りでない。

- （1） 公の施設を利用する権利を他に譲渡しないこと。
- （2） 公の施設の原状を変更し、又はこれに工作を加えないこと。
- （3） 公の施設の使用目的外に使用しないこと。
- （4） その他知事において指示した事項

（原状回復義務）

第6条 公の施設の利用者は、利用を終了したときは、自己の負担において直ちに原状に回復しなければならない。

（利用の許可、制限等）

第7条 公の施設の利用について、知事はその利用の許可、利用の制限、その他必要な事項について規則を定めることができる。

（損害賠償）

第8条 故意又は過失によって公の施設を滅失し、又は破損した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、知事が情状によりやむを得ないと認めたときは、賠償の責任を軽減し、又は免除することができる。

（利用の中止等）

第9条 公の施設の利用者が、第5条の規定に反する行為があった場合又は知事において、公益上必要があると認めたときは、その利用の許可を取り消し、又はその利用を中止させることができる。

（指定管理者が管理を行う公の施設）

第10条 知事は、必要があると認めるときは、法第244条の2第3項の規定により、別表第3に掲げる公の施設の管理を法人その他の団体（以下「団体」という。）で知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手續)

第10条の2 前条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に公の施設の管理に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。)その他規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する申請の手續について、あらかじめ公表するものとする。

3 知事は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により内容の審査を行い、指定管理者の候補(以下「指定管理候補者」という。)を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 住民の平等な利用が確保されること。

(2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。

(4) その他規則で定める基準

(指定管理者の指定の手續の特例)

第10条の2の2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、同条第3項各号に掲げる基準を満たすものと認める団体を指定管理候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定することができる。

(1) 前条第1項に規定する申請がなかったとき、又は同条第3項の審査の結果指定管理候補者となるべき団体がなかったとき。

(2) 指定管理候補者を指定管理者として指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき。

(3) 法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき。

(4) 公の施設に係る特定事業(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下この号において「民家資金法」という。)第2条第2項に規定する特定事業をいう。)を実施する民間事業者として民家資金法第8条第1項の規定により選定された団体を指定管理候補者とするとき。

(5) その他知事が特に必要と認めるとき。

2 知事は、前項の規定により指定管理候補者を選定する場合には、当該団体に対し、前条第1項に規定する書類の提出を求めるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第10条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 公の施設の利用に関する業務

(2) 公の施設(附属設備を含む。)の維持及び保全に関する業務

(3) その他公の施設の管理運営に関して規則で定める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第10条の4 指定管理者は、第10条の6の規定により読み替えて適用される第9条に定めるもののほか、規則で定める管理の基準に従って公の施設の管理を行わなければならない。

(利用料金)

第10条の5 知事は、適当と認めるときは、別表第4の施設の欄に掲げる公の施設の指定管理者に、その管理する公の施設の利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の場合における利用料金は、別表第4に定める基準に従って指定管理者が定めるものとする。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

4 指定管理者は、公益上その他特別の事由がある場合に限り、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者が管理する場合の読替)

第10条の6 第10条の規定により公の施設の管理を指定管理者に行わせる場合における第5条及び第9条の規定の適用については、第5条第4号及び第9条中「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の指定等の告示)

第10条の7 知事は、指定管理者を指定したとき、又はその指定を取り消したとき、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

(使用料)

第11条 公の施設の利用については、使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）により使用料を徴収することができる。

(罰則)

第12条 公の施設を無断で利用し、又はこれにより収益した者並びに故意に滅失又は破損した者については、5万円以下の過料を科することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

別表第1（第2条関係）

名 称	設置目的	位 置
県立芸術劇場	県民文化の拠点として、舞台芸術を中心に多様な文化活動を促進し、文化の香り高い地域づくりと心豊かな県民生活の創造に寄与するための施設	宮崎市船塚3丁目210番地

別表第2（第4条関係）

略

別表第3（第10条関係）

県立芸術劇場

別表第4（第10条の5関係）

施設	基準					
	区分	単位	金額	備考		
県立芸術劇場	コンサートホール	入場料等を徴収しない場合又は1,000円以下の入場料等を徴収する場合	平日		1 「入場料等」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場することに関し徴収される入場の対価及びこれに類するものを用い、入場料等を徴収する場合の入場料等の額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者にとっては、消費税額及び地方消費税額を除く額をいう。 2～7 [略]	
			午前	30,060円以下		
			午後	60,020円以下		
			夜間	86,210円以下		
			全日	158,710円以下		
			休日等			
			午前	36,030円以下		
			午後	72,070円以下		
			夜間	103,710円以下		
			全日	190,660円以下		
			1,000円を超え2,000円以下の入場料等を徴収する場合	平日		
				午前		45,040円以下
	午後	90,090円以下				
	夜間	127,700円以下				
	2,000円を超え3,000円以下の入場料等を徴収する場合	平日				
		午前	67,570円以下			
午後		135,140円以下				
夜間		195,060円以下				
3,000円を超える入場料等を徴収する場合	平日					
	午前	75,000円以下				
	午後	150,010円以下				
	夜間	217,690円以下				
	全日	398,510円以下				
	休日等					
	午前	90,200円以下				

		午後 夜間 全日	180,290円以下 261,480円以下 478,760円以下
演劇ホ ール	入場料等を 徴収しない 場合又は 1,000円以 下の入場料 等を徴収す る場合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後 夜間 全日	24,820円以下 49,650円以下 71,340円以下 131,370円以下 29,850円以下 59,600円以下 85,690円以下 157,560円以下
	1,000円を 超え 2,000 円以下の入 場料等を徴 収する場合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後 夜間 全日	37,290円以下 74,480円以下 105,600円以下 195,590円以下 44,620円以下 89,360円以下 126,650円以下 234,770円以下
	2,000円を 超え 3,000 円以下の入 場料等を徴 収する場合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後 夜間 全日	55,940円以下 111,780円以下 161,430円以下 296,160円以下 67,040円以下 134,090円以下 193,700円以下 355,350円以下
	3,000円を 超える入場 料等を徴収 する場合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前	62,120円以下 124,140円以下 180,080円以下 329,680円以下 74,480円以下

		午後 夜間 全日	148,970円以下 216,010円以下 395,580円以下
イベントホール	入場料等を徴収しない場合又は1,000円以下の入場料等を徴収する場合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後 夜間 全日	4,710円以下 9,420円以下 13,720円以下 25,140円以下 5,650円以下 11,410円以下 16,340円以下 30,270円以下
	1,000円を超え2,000円以下の入場料等を徴収する場合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後 夜間 全日	7,120円以下 14,240円以下 20,210円以下 37,500円以下 8,590円以下 17,070円以下 24,300円以下 45,150円以下
	2,000円を超え3,000円以下の入場料等を徴収する場合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後 夜間 全日	10,680円以下 21,370円以下 30,900円以下 56,780円以下 12,780円以下 25,870円以下 37,290円以下 68,300円以下
	3,000円を超える入場料等を徴収する場合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前	11,830円以下 23,780円以下 34,460円以下 63,060円以下 14,350円以下

		午後 夜間 全日	28,600円以下 41,480円以下 75,950円以下
大練習室	1室につき	午前 午後 夜間 全日	4,290円以下 4,290円以下 4,290円以下 12,880円以下
中練習室	1室につき	午前 午後 夜間 全日	2,720円以下 2,720円以下 2,720円以下 8,170円以下
小練習室	1室につき	午前 午後 夜間 全日	1,040円以下 1,040円以下 1,040円以下 3,140円以下
和室		午前 午後 夜間 全日	3,240円以下 3,240円以下 3,240円以下 9,740円以下
ミーティングルーム		午前 午後 夜間 全日	2,200円以下 2,200円以下 2,200円以下 6,600円以下
楽屋	1室につき	午前 午後 夜間 全日	2,200円以下 2,200円以下 2,200円以下 6,600円以下
附属設備、備品及び 持込電気器具用電気	規則で定め る単位		規則で定める額 以下

3 県立芸術劇場管理規則（平成5年11月22日規則第47号）

（趣旨）

第1条 この規則は、公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号。以下「条例」という。）第7条及び第13条の規定に基づき県立芸術劇場（以下「劇場」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

第2条 劇場の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に同項に定める開館時間を変更することができる。

（休館日）

第3条 劇場の休館日は、次のとおりとする。

（1）月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

（2）12月28日から翌年の1月4日まで（前号に掲げる日を除く。）

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、同項各号に掲げる日を休館日とせず、又は同項各号に掲げる日以外の日を休館日とすることができる。

（利用の許可の申請）

第4条 劇場の施設又は附属設備、備品若しくは持込電気器具用電気（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、知事の許可（以下「利用許可」という。）を受けなければならない。

2 利用許可を受けようとする者は、県立芸術劇場施設等利用許可申請書（別記様式第1号）を知事に提出しなければならない。

3 前項の規定による県立芸術劇場施設等利用許可申請書の提出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内にしなければならない。ただし、知事が必要と認めるときは、この限りでない。

（1）コンサートホール、演劇ホール及びイベントホール（以下「ホール」という。）を利用しようとする場合 利用しようとする日（以下「利用日」という。）の1年前の日の属する月の初日（その日が休館日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休館日でない日）から利用日の14日前の日（その日が休館日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休館日でない日）まで

（2）練習室、和室、ミーティングルーム及び楽屋（以下「練習室等」という。）を利用しようとする場合 利用日の3月前の日（その日が休館日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休館日でない日）の属する月の初日から利用日まで（楽屋においては、ホールの利用許可を受けている者に限る。）

（3）前2号の規定にかかわらず、練習室等とホールとを同時に利用しようとする者が一の申請により練習室等の利用許可を受けようとする場合 第1号に定める期間（利用の許可）

第5条 知事は、前条第2項の規定により県立芸術劇場施設等利用許可申請書の提出があった場合において、施設等の利用許可をするときは、当該申請者に県立芸術劇場施設等利用許可書（別記様式第2号）を交付するものとし、利用の許可をしないときは、当該申請者にその旨及び理由を通知するものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の許可に管理運営上必要な条件を付すことができる。

（許可の基準）

第6条 知事は、当該申請者の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、施設等の利用を許可しないものとする。

（1） 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

（2） 施設等をき損するおそれがあると認められるとき。

（3） その他劇場の管理運営上支障があると認められるとき。

（利用許可の変更の申請）

第7条 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用日、利用時間、入場料その他知事が別に定める事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けようとする者は、県立芸術劇場施設等利用変更許可申請書（別記様式第3号）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、第1項の規定により許可をするときは、申請者に県立芸術劇場施設等利用変更許可書（別記様式第4号）を交付するものとし、許可をしないときは、その旨及び理由を申請者に通知するものとする。

4 知事は、第1項の規定により許可をするときは、管理上必要な条件を付けることができる。

（利用許可の取消しの申出）

第8条 利用者は、その者の劇場の施設の使用に係る許可の取消しの申出をするときは、県立芸術劇場施設等利用許可取消申出書（別記様式第5号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による県立芸術劇場施設等利用許可取消申出書の提出があったときは、当該県立芸術劇場施設等利用許可取消申出書に係る許可を取り消し、その旨を申出者に通知するものとする。

（附属設備等の利用）

第9条 使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号。以下「徴収条例」という。）別表第1の2の項に規定する規則で定める単位及び規則で定める額は、別表のとおりとする。

2 徴収条例別表第1の2の項に規定する規則で定める時期は、利用の終了のときとする。

（使用料の還付）

第10条 徴収条例別表第1の2の項に規定する規則で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

（1） ホールに係る利用許可（練習室等とホールとを同時に利用しようとする者が一の申請により利用許可を受けた場合にあっては、当該利用許可を含む。）を受けている

場合 利用日の3月前の日

(2) 練習室等に係る利用許可（練習室等とホールとを同時に利用しようとする者が一の申請により利用許可を受けた場合にあっては、当該利用許可を除く）を受けている場合 利用日の7日前の日

2 徴収条例別表第1の2の項備考の欄（8）に規定する使用料に該当する劇場の施設の利用に係る使用料の還付をする場合の当該還付の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 利用者の責めに帰することのできない理由により利用できない場合 既納の使用料の全額

(2) 知事の都合により利用許可を取り消した場合 既納の使用料の全額

(3) 利用許可の取消しの申出があり、その申出に基づいて知事が利用許可を取り消した場合 次の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 前項第1号に掲げる場合において、利用日の6月前の日までに利用許可の取消しの申出があったとき。 既納の使用料の7割に相当する額

イ 前項第1号に掲げる場合において、利用日の6月前の日の翌日から利用日の3月前の日までに利用許可の取消しの申出があったとき。 既納の使用料の5割に相当する額

ウ 前項第2号に掲げる場合において、利用日の1月前の日までに利用許可の取消しの申出があったとき。 既納の使用料の7割に相当する額

エ 前項第2号に掲げる場合において、利用日の1月前の日の翌日から利用日の7日前の日までに利用許可の取消しの申出があったとき。 既納の使用料の5割に相当する額

3 前項の使用料の還付を受けようとする者は、県立芸術劇場施設等使用料（利用料金）還付請求書（別記様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（利用の制限）

第11条 知事は、必要があると認めるときは、区域を定めて、劇場の利用等を制限することができる。

（入場の制限）

第12条 知事は、劇場に入場しようとする者又は入場している者が次のいずれかに該当するときは、その者の入場を拒絶し、又はその者に退場を命ずることができる。

(1) 劇場における秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 正当な理由がなく鉄砲、刀剣の類及び爆発物その他の危険物を所持しているとき。

(3) 劇場の係員の指示に従わないとき。

（指定管理者による管理の場合の読替）

第13条 条例第10条の規定により劇場の管理を指定管理者に行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）における第2条から第8条までの規定、第11条及び前条の適用については、第2条第2項及び第3条第2項中「知事は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て」と、第4条から第8条までの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第11条中「知事は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、

必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て」と、前条中「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金の支払)

第14条 指定管理者による管理の場合は、利用者は、当該指定管理者に施設等の利用料金(条例第10条の5第1項に規定する利用料金をいう。以下同じ。)を支払わなければならない。

2 利用料金の支払時期は、利用許可の時とする。

3 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、支払時期を変更することができる。

(利用料金の還付)

第15条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める利用料金の額を還付する。

(1) 利用者の責めに帰することのできない理由により利用できない場合又は指定管理者の都合により利用許可を取り消した場合 既納の利用料金の全額

(2) 利用許可の取消しの申出があり、その申出に基づいて指定管理者が利用許可を取り消した場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア ホールの利用許可(練習室等とホールとを同時に利用する者が一の申請により利用許可を受けた場合にあつては、当該利用許可を含む。)を受けている場合で、利用日の3月前の日までに利用許可の取消しの申出があつたとき。 既納の利用料金の7割に相当する額

イ ホールの利用許可(練習室等とホールとを同時に利用する者が一の申請により利用許可を受けた場合にあつては、当該利用許可を含む。)を受けている場合で、利用許可の3月前の日の翌日から利用日の1月前の日までに利用許可の取消しの申出があつたとき。 既納の利用料金の5割に相当する額

ウ 練習室等の利用許可(練習室等とホールとを同時に利用する者が一の申請により利用許可を受けた場合にあつては、当該利用許可を除く。)を受けている場合で、利用日の1月前の日までに利用許可の取消しの申出があつたとき。 既納の利用料金の7割に相当する額

エ 練習室等の利用許可(練習室等とホールとを同時に利用する者が一の申請により利用許可を受けた場合にあつては、当該利用許可を除く。)を受けている場合で、利用日の1月前の日の翌日から利用日の7日前の日までに利用許可の取消しの申出があつたとき。 既納の利用料金の5割に相当する額

2 前項の利用料金の還付を受けようとする者は、県立芸術劇場施設等使用料(利用料金)還付請求書(別記様式第6号)を指定管理者に提出しなければならない。

(指定管理者の指定の申請)

第16条 条例第10条の2第1項に規定する申請書は、指定管理者指定申請書(別記様式第7号)によるものとする。

2 条例第10条の2第1項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずる書類

(2) 法人にあつては、法人の登記事項証明書

- (3) 知事が指定する事業年度における決算に関する書類又はそれに相当する書類
 - (4) 団体の業務概要及び業務実績が確認できる書類
 - (5) その他知事が必要と認める書類
- (指定管理者の指定の基準)

第17条 条例第10条の2第3項第4号の規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 条例別表第1に規定する劇場の設置目的（以下「劇場の設置目的」という。）に沿った文化事業の企画及び実施の能力を有すること。
 - (2) その他知事が必要と認める基準
- (指定管理者が行う業務)

第18条 条例第10条の3第3号の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 劇場の設置目的に沿った文化事業の企画及び実施に関する業務
 - (2) その他知事が必要と認める事業
- (指定管理者の管理の基準)

第19条 条例第10条の4の規則で定める管理の基準は、次に掲げる管理の基準とする。

- (1) 関係する法令、条例、規則等の規定を遵守し、適正な劇場の管理運営を行うこと。
 - (2) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
 - (3) 劇場の整備及び物品等の維持管理を適正に行うこと。
 - (4) 当該指定管理者が業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
 - (5) その他知事が必要と認める基準
- (附属設備等の利用料金)

第20条 条例別表第4の県立芸術劇場の項に規定する規則で定める単位は、別表に定めるとおりとする。

- 2 条例別表第4の県立芸術劇場の項に規定する規則で定める額は、別表の金額の欄に掲げる額以下の額とする。
- (利用料金の承認)

第21条 指定管理者は、条例第10条の5第3項の承認を受けようとするときは、承認を受けようとする利用料金を記載した書類及び歳入歳出見込書その他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(利用料金の減額等)

第22条 条例第10条の5第4項の規定により指定管理者が利用料金を減額し、又は免除する場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 県及び指定管理者が劇場の設置目的を達成するために利用する場合 利用料金の全額
 - (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ知事の承認を得たとき。 指定管理者が定める額
- (協定書の締結)

第23条 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 条例第10条の3各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）の実施に関し必要な事項

- (2) 第19条各号に掲げる基準に関し必要な事項
- (3) 指定管理業務の事業報告に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、劇場の管理運営の適正を期するために必要な事項
(事業報告書等の提出)

第24条 指定管理者は毎年度終了後1月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 劇場の指定管理業務に関する事業報告書
- (2) 劇場の指定管理業務に係る決算に関する書類
- (3) その他知事が必要と認める書類
(原状回復)

第25条 指定管理者は、その指定の期間を満了したとき、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により知事が指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、下以上を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事が特に原状に回復する必要がないと認める場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第26条 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は当該指定管理者の指定管理業務に従事しているもの若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た管理運営上の秘密を、他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(委任)

第27条 この規則に定めるもののほか、劇場の管理及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

別表（第9条、第20条関係）

1 舞台設備

区分	単位	金額
定式幕	1枚	1,070円
紗幕	1枚	1,070円
ジョーゼット幕	1枚	1,070円
地がすり	1枚	1,070円
リノリウムシート（大）	1枚	750円
リノリウムシート（小）	1枚	320円
フェルト毛せん	1枚	420円
毛せん（大）	1枚	220円
毛せん（小）	1枚	220円
上敷（大）	1枚	220円
上敷（小）	1枚	100円
長座布団（大）	1枚	220円
長座布団（小）	1枚	100円
高座用座布団	1枚	100円

県旗・国旗	1 枚	220円
びょうぶ	1 双	1,610円
演劇ホール用所作台	1 式	9,720円
イベントホール用所作台	1 式	6,480円
花道用所作台	1 式	1,610円
平台（蹴込みパネルを含む。）	1 枚	150円
開き足	1 脚	50円
仮設能舞台	1 式	24,830円
寄席舞台	1 式	17,270円
竹羽目	1 式	2,700円
松羽目 A	1 式	1,610円
松羽目 B	1 式	1,070円
日舞罎	1 式	1,610円
鳥屋罎	1 式	530円
三方	1 個	50円
八足	1 個	320円
火鉢	1 個	100円
つけ板・つけ木	1 式	100円
拍子盤	1 式	100円
葛桶 <small>カヅラカゴ</small>	1 個	1,070円
床几 <small>トコ</small>	1 個	220円
一畳台（一畳台掛けを含む。）	1 式	1,610円
雪かご	1 個	100円
ドライアイスマシン（ドライアイスを含まない。）	1 台	2,160円
スモークマシン（ロスコスモークジュースを含まない。）	1 台	1,400円
姿見	1 台	320円
ホワイトボード	1 台	100円
高座台	1 台	1,070円
浪曲台	1 台	3,560円
長机	1 台	50円
座机	1 台	50円
講演台	1 台	530円
司会者台	1 台	420円
花台	1 台	320円
デリカテーブル A	1 台	320円
デリカテーブル B	1 台	100円
コントラバス奏者用いす A	1 脚	80円
コントラバス奏者用いす B	1 脚	120円
チェロ奏者用いす	1 脚	100円
ピアノ奏者用いす	1 脚	100円

演奏者用いす A	1 脚	60円
演奏者用いす B	1 脚	110円
指揮者用譜面台 A	1 台	110円
指揮者用譜面台 B	1 台	530円
譜面台	1 台	50円
譜面台灯	1 個	50円
指揮台	1 台	320円
練習室用指揮台セット	1 式	220円
オーケストラピット	1 式	7,010円
小ぜり	1 式	1,070円
衝立 <small>ついで</small>	1 台	100円
めくり台	1 個	100円

2 照明設備

区分	単位	金額
アッパーホリゾントライト A	1 式	4,420円
アッパーホリゾントライト B	1 式	3,020円
ローアホリゾントライト A	1 式	2,160円
ローアホリゾントライト B	1 式	1,610円
ボーダーライト A	1 列	1,070円
ボーダーライト B	1 列	850円
スポットライト A	1 台	420円
スポットライト B	1 台	320円
スポットライト C	1 台	220円
スポットライト D	1 台	100円
フロントサイドスポットライト	1 列	1,280円
第 1 シーリングスポットライト	1 台	220円
第 2 シーリングスポットライト	1 台	320円
フットライト	1 列	530円
花道用スポットライト	1 列	220円
東西バトンスポットライト	1 列	640円
スタンド	1 本	100円
照明タワー	1 台	860円
3 連式アーム	1 本	100円
ベースプレート	1 個	100円
センターピンスポット A	1 台	1,070円
センターピンスポット B	1 台	850円
ストロボフラッシュ	1 台	1,070円
エフェクトスポットライト A (ディスクプレートを含む。)	1 式	1,070円
エフェクトスポットライト B (ディスクプレートを含む。)	1 式	850円

ストリップライト A	1 台	320円
ストリップライト B	1 台	100円
ミラーボール A	1 個	1,070円
ミラーボール B	1 個	850円
カラーフィルター	1 枚	80円
効果機器	1 台	850円
コンサートホール照明セット	1 式	10,090円
演劇ホール照明セット A	1 式	47,250円
演劇ホール照明セット B	1 式	31,040円
演劇ホール照明セット C	1 式	15,920円
演劇ホール照明セット D	1 式	7,850円
イベントホール照明セット A	1 式	17,270円
イベントホール照明セット B	1 式	12,950円
イベントホール照明セット C	1 式	8,630円
イベントホール照明セット D	1 式	3,230円
リハーサル用照明セット A	1 式	3,630円
リハーサル用照明セット B	1 式	3,160円
リハーサル用照明セット C	1 式	1,640円

3 音響設備

区分	単位	金額
音響調整装置 A	1 式	6,480円
音響調整装置 B	1 式	3,230円
ステージスピーカー A	1 組	2,160円
ステージスピーカー B	1 組	1,710円
ステージスピーカー C	1 組	1,500円
はね返りスピーカー A	1 組	750円
はね返りスピーカー B	1 組	750円
演出家・舞台監督用音響設備	1 式	2,160円
ポータブルミキサー	1 台	1,610円
効果装置（エフェクター卓）	1 台	1,070円
効果卓	1 式	5,400円
テープレコーダー A	1 式	1,400円
テープレコーダー B	1 式	1,070円
テープレコーダー C	1 式	530円
テープレコーダー D	1 式	960円
CDプレーヤー	1 式	530円
MDプレーヤー	1 式	530円
レコードプレーヤー	1 式	1,070円
マルチケーブル（3 2 C H）	1 式	1,070円

マルチケーブル（16CH）	1式	850円
ステレオマイクロホン	1本	1,500円
コンデンサーマイクロホン	1本	1,180円
ダイナミックマイクロホン	1本	640円
ワイヤレスマイクロホン	1本	1,400円
3点つりマイク装置	1式	1,070円
2点つりマイク装置	1式	850円
1点つりマイク装置	1式	640円
練習室音響セットA	1式	2,160円
練習室音響セットB	1式	2,160円
CD・MDラジカセ	1台	310円
練習室用マイクロホン（マイクスタンドを含む。）	1本	100円
ギターアンプ	1式	530円
ベースアンプ	1式	530円

4 楽器

区分	単位	金額
フルコンサートピアノA	1台	9,720円
フルコンサートピアノB	1台	5,400円
チェンバロ	1台	6,480円
電子オルガンA	1台	3,230円
電子オルガンB	1台	1,070円
パイプオルガン	1台	21,590円
練習室用ピアノA	1台	1,610円
練習室用ピアノB	1台	1,070円
練習室用ピアノC	1台	530円
ドラムセット	1式	530円
ポジティブオルガン	1台	5,400円
コントラバスA	1台	5,070円
コントラバスB	1台	1,330円

5 映写設備

区分	単位	金額
映写機（16mm）	1式	2,910円
映写機（35mm）	1式	7,550円
スクリーンA	1枚	1,070円
スクリーンB	1枚	750円
スクリーンC（移動用）	1枚	530円
ビデオプロジェクター装置	1式	1,940円

6 その他の設備及び持込電気器具用電気

区分	単位	金額
洗濯機	1回	200円
乾燥機	1回	100円
アイロン	1台	50円
テレビジョン放送中継設備	1式	10,800円
ラジオ放送中継設備	1式	5,400円
持込電気器具用電気	消費電力 1KW	320円

備考1 この別表の金額の欄に掲げる額は、午前、午後及び夜間の各区分における使用料又は利用料金の額とする。

2 持込み電気器具の消費電力に1KW未満の端数があるときは、これを1KWに切り上げて持込電気器具用電気の使用料又は利用料金を算定するものとする。

4 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、劇場の管理業務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密等の保持)

第2 乙は、管理業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この協定が終了し、又は解除された後も同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、管理業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、管理業務の処理に関して知り得た個人情報を当該管理の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(適正管理)

第5 乙は、管理業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、管理業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(委託の禁止)

第7 乙は、管理業務の処理に関して個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。

(個人情報の開示等)

第8 乙は、乙が管理業務に関して保有する個人情報について、当該個人情報の本人から開示、訂正、利用停止等を求められた場合は、これに関して乙に適用される法令等又は乙の有する規程に基づき、適切に対応しなければならない。

2 前項に規定する場合において、乙に適用される法令等及び乙の有する規程のいずれもない場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に準じて対応するものとする。

(資料等の返還)

第9 乙は、管理業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この協定の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確

実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第10 乙は、管理業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(事故報告)

第11 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

5 宮崎県立芸術劇場友の会「くれっしゅんど倶楽部」規約

(名 称)

第1条 この会の名称は、宮崎県立芸術劇場友の会「くれっしゅんど倶楽部」(以下「倶楽部」という。)とします。

(趣 旨)

第2条 この規約は、クラブの運営について必要な事項を定めるものとします。

(会 員)

第3条 会員とは、本規約を承認のうえ公益財団法人宮崎県立芸術劇場(以下「劇場」という。)に倶楽部入会の申込をし、劇場が入会を認めただ方をいいます。

2 会員が資格を有する期間(以下「会員期間」といいます。)は、入会した日から翌年同月の末日までとし、以後継続して入会する場合は、会員満了月から1年間とします。

(入会手続)

第4条 倶楽部に加入しようとする方は、劇場にくれっしゅんど倶楽部会員申込みするとともに、会費を納入するものとします。

2 会員が継続して倶楽部に入会しようとするときは、会員期間の満了日までに次期の会費を納入するものとします。

(会 費)

第5条 会費は、年間2,000円とし、劇場が定めた方法により納入するものとします。

(会員証)

第6条 会員には、入会手続完了時に会員証を発行します。(劇場ホームページからお手続きの場合は、希望者のみ。)発行した会員証は、会員期間が満了するまで会員資格を証するものとします。ただし、第12条に定める理由により会員資格を喪失した場合は、この限りではありません。

2 会員証は、本人のみ利用できるものとします。

(特 典)

第7条 会員は、次の特典を受けられます。

(1) チケットの割引

劇場が主催する公演のチケット(プレイガイドを除く)を、1公演につき会員お一人様2枚まで会員割引価格(1割引)で購入できます。ただし、割引のない場合もあります。

(2) チケットの優先販売

劇場が主催する公演のチケット(プレイガイドを除く)について、一般発売日(原則として、公演日の属する月の3か月又は2間月前の第2日曜)(休館日の場合は、その翌日)より1週間前から購入することができます。

(3) 劇場文化情報の提供

劇場広報誌「くれっしゅんど」等を送付します。

(チケットの購入・予約)

第8条 会員は、劇場チケットセンター窓口においてチケットを購入又は予約しようとするときは、会員証を提示するものとします。

- 2 会員は、電話によりチケットを購入又は予約しようとするときは、会員番号と氏名を申し出るものとします。
- 3 会員が予約チケットの郵送を希望する場合、劇場は代金の入金を確認のうえ、会員の登録住所あてにチケットを送付するものとします。この場合の代金支払方法は、所定の振込用紙によるものとします。
- 4 公演当日に当日券売場で販売するチケットについては、会員割引の対象とはならないものとします。

(会員証の紛失、盗難等)

第9条 会員は、会員証を紛失し、又は盗難にあったときは直ちに劇場に届け出るものとします。

- 2 会員は紛失、盗難その他の事由により会員証を他人に利用されることにより生じた損害については、劇場はその責めを負いません。

(届出事項の変更)

第10条 会員は、申込書の記載事項に変更があった場合、直ちにその内容を劇場に届け出るものとします。

- 2 会員は、前項の届け出がないために、劇場からの送付物が延着又は不到着となっても、異議を申し述べることができないものとします。

(退 会)

第11条 会員の都合により退会するときは、劇場に退会の届け出をするとともに会員証を返却するものとします。なお、会員期間の中途に退会する場合であっても、会費は返還しないものとします。

(会員資格の喪失)

第12条 劇場は、会員が次のいずれかに該当した場合には、会員の資格を取り消すことができるものとします。

- (1) 他人に会員証を転貸するなど会員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) その他、倶楽部の運営上支障があるとき。

(規約の変更)

第13条 本規約を改定した場合は、会員に通知するものとします。

(事務取扱)

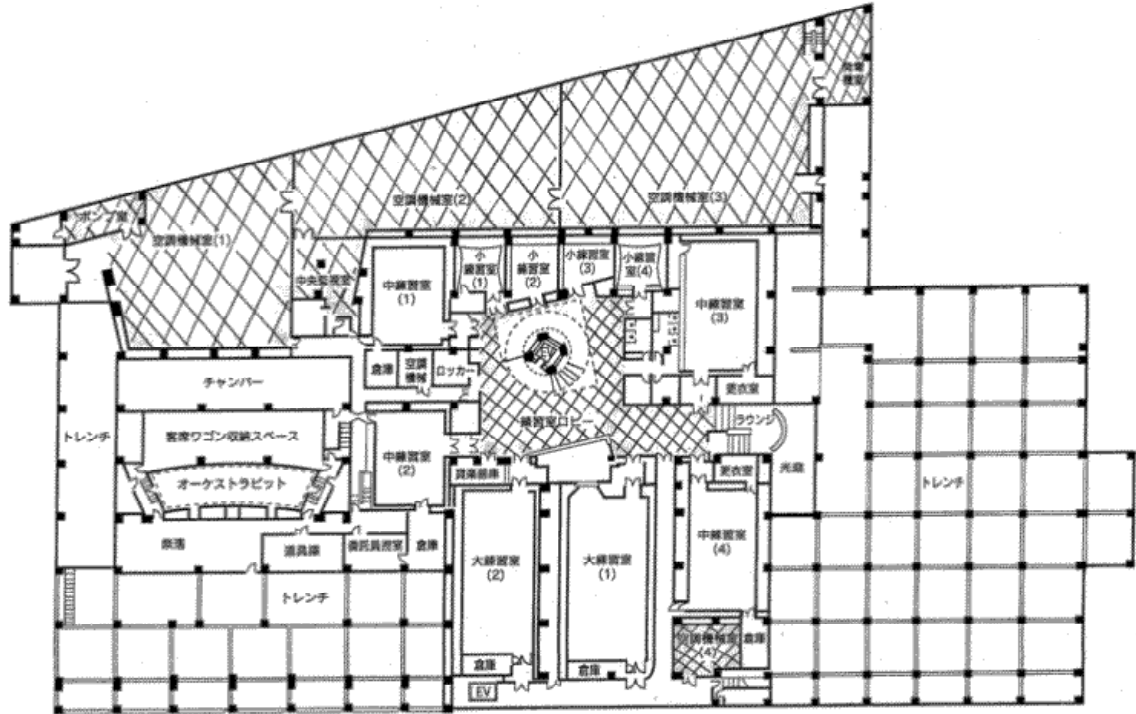
第14条 倶楽部の運営に関する事務の取扱いは、劇場が行うものとします。

(その他)

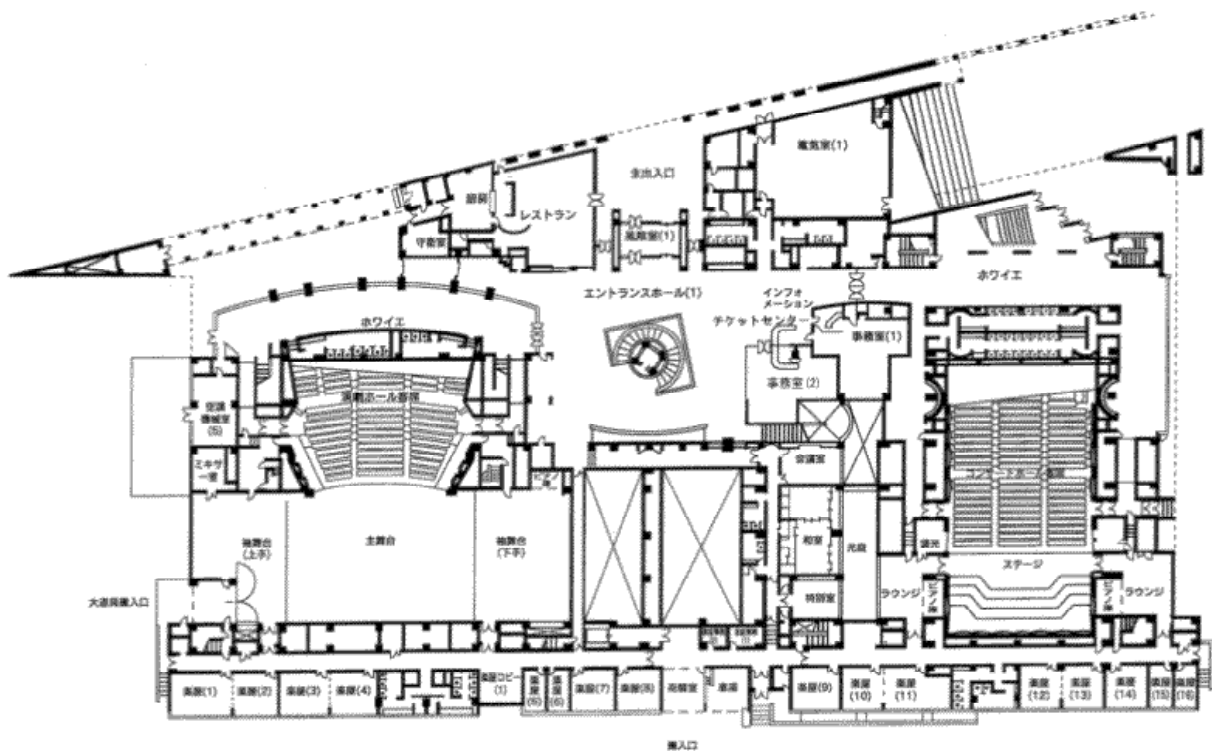
第15条 この規約に定めるもののほか、高校生会員取扱、その他倶楽部の運営に関し必要な事項は、劇場が別に定めるものとします。

6 県立芸術劇場の平面図

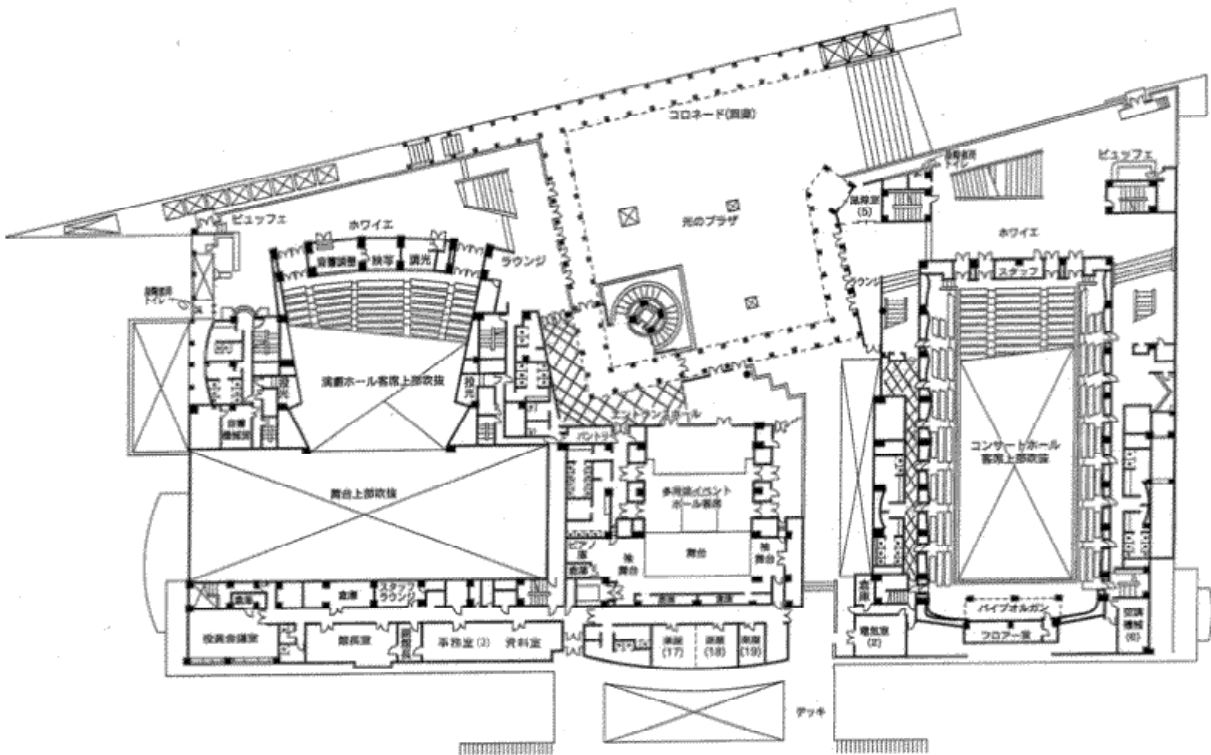
地下平面図



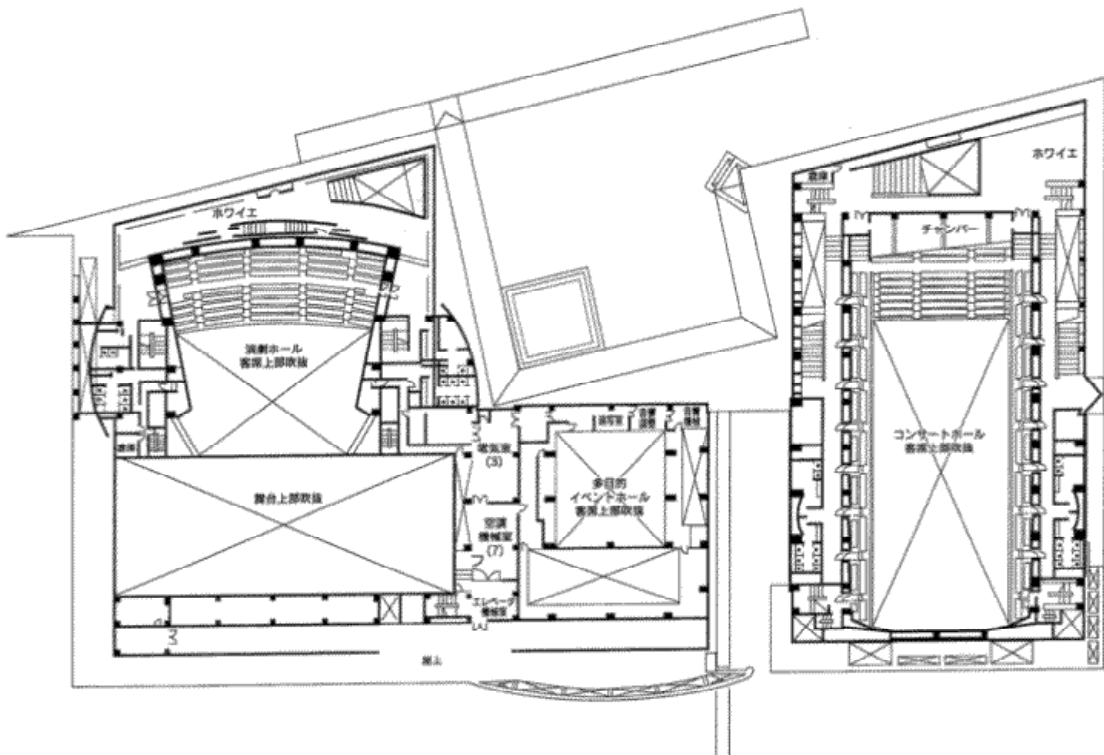
1階平面図



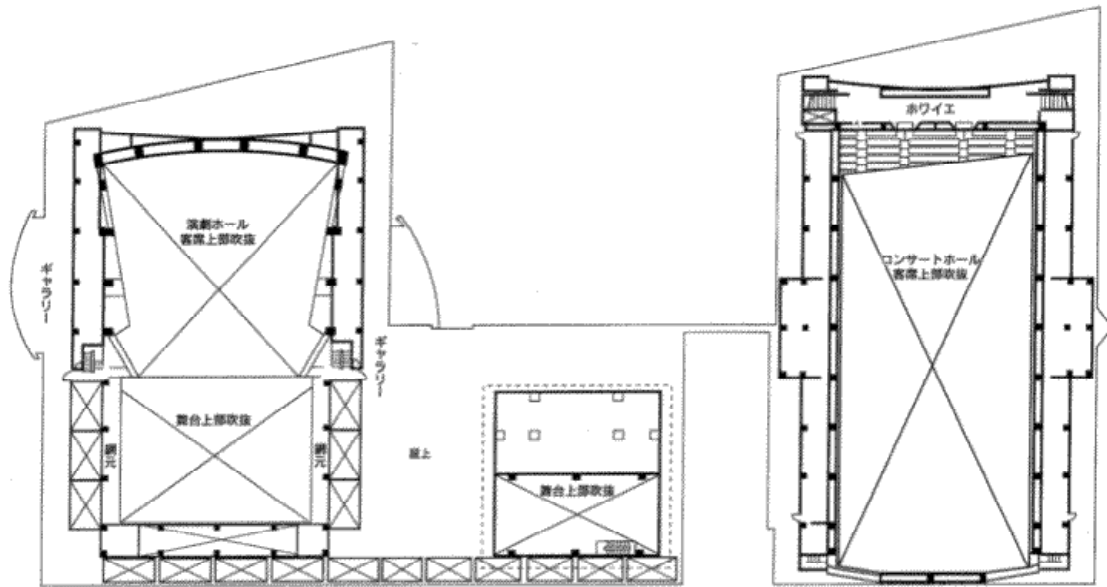
2階平面図



3階平面図



4階平面図



7 主な利用実績

県立芸術劇場の利用状況

1 利用者数（公演来場者及び施設利用者の合計）

単位：人

	H 5	H 6	H 7	H 8	H 9	H 10	H 11	H 12
利用者数	154,251	254,546	299,955	325,150	305,663	258,496	265,190	239,893
累計	154,251	408,797	708,752	1,033,902	1,339,565	1,598,061	1,863,251	2,103,144

[H9：100万人突破]

[H12：200万人突破]

	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18	H 19	H 20
利用者数	250,620	246,506	281,019	260,995	253,931	252,714	245,911	215,079
累計	2,353,764	2,600,270	2,881,289	3,142,284	3,396,215	3,648,929	3,894,840	4,109,919

[H16：300万人突破]

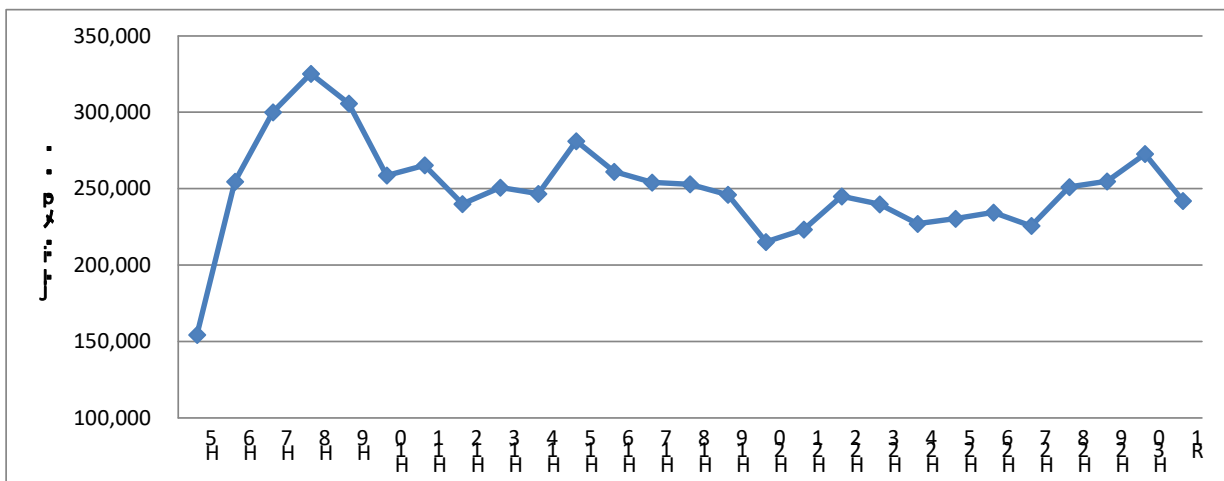
[H20：400万人突破]

	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28
利用者数	223,072	244,907	239,687	226,916	230,257	234,361	225,517	250,971
累計	4,332,991	4,577,898	4,817,585	5,044,501	5,274,758	5,509,119	5,734,636	5,985,607

[H25：500万人突破]

	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	年平均
利用者数	254,725	272,554	241,888					250,177
累計	6,240,332	6,512,886	6,754,774					

[H29：600万人突破]



2 施設利用状況（稼働率）

単位：%

	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H30	R1
コンサートホール	80.6	81.9	89.6	86.3	73.3	80.0	83.0
演劇ホール	62.5	66.7	70.3	69.9	76.7	73.7	60.4
イベントホール	81.1	83.6	78.7	80.9	77.9	81.2	76.2
ホール計	75.0	77.7	79.7	79.1	75.9	78.3	72.8
大練習室	95.6	92.3	93.8	95.5	94.7	97.0	86.2
中練習室	96.6	95.9	96.4	95.9	96.7	97.4	89.4
小練習室	96.9	96.8	97.1	96.9	97.8	98.6	90.6
和室等	81.7	72.9	71.5	67.7	64.9	70.0	60.6
練習室等計	94.0	91.7	92.1	91.5	91.4	92.8	84.4
【参考】貸館収入（千円）	54,908	56,563	58,280	54,912	57,553	64,367	57,166

8 宮崎国際音楽祭の開催実績

※第25回はコロナウイルス感染症の影響により未定

区分	第21回(2016年)	第22回(2017年)	第23回(2018年)	第24回(2019年)	
会期	平成28年4月29日(金)～ 5月15日(日)	平成29年4月28日(金) ～ 5月14日(日)	平成30年4月28日(土)～ 5月13日(日)	平成31年4月28日(日)～ 5月19日(日)	
入場者数	20,689人	20,734人	19,150人	19,518人	
出演者	・ピнкаス・ズーカマン ・ウディ・ミル・アシュケナージ ・パヴェル・ヴェルニコフ ・スヴェトラナ・マカロヴァ ・アマダ・フォーサイス 三浦文彰 辻井伸行 福井敬 小泉純一郎 徳永 二男 ほか	・ピнкаス・ズーカマン ・ライナー・キュッヒル ・ハインリヒ・コル ・ミッシャ・マイスキー ・アマダ・フォーサイス 三浦文彰 福井敬 宮川彬良 国谷裕子 徳永 二男 ほか	・チョン・キョンファ ・チョーリヤン・リン ・ドン＝スク・カン 趙静 譚放内晶子 三浦文彰 福井敬 宮川彬良 仲代達矢 徳永 二男 ほか	・ピнкаス・ズーカマン ・ライナー・キュッヒル ・ミッシャ・マイスキー ・アマダ・フォーサイス 三浦文彰 辻井伸行 福井敬 宮川彬良 草笛光子 徳永 二男 ほか	
事業内容	演奏会	5回	5回	5回	
	スペシャルプログラム	ストリート演奏会 出張公演(延岡 都城) ・Oh!My!クラシック ・アシュケナージ・デュオ ・ポップス・オーケストラ ・500円コンサートの日	ストリート演奏会 出張公演(西都 えびの) ・Oh!My!クラシック ・チェロ・アンサンブル ・ポップス・オーケストラ ・500円コンサートの日	ストリート演奏会 出張公演(新富 門川) ・Oh!My!クラシック ・チェロ・アンサンブル ・ポップス・オーケストラ ・500円コンサートの日	ストリート演奏会 出張公演(串間 川南) ・Oh!My!クラシック ・デュオ・リサイタル ・ヴァイオリン・アンサンブル ・ポップス・オーケストラ ・500円コンサートの日
	教育プログラム	子どものための音楽会 ミュージック・アカデミー 2016 新星たちのコンサート	子どものための音楽会 ミュージック・アカデミー 2017 新星たちのコンサート	子どものための音楽会 ミュージック・アカデミー 2018 新星たちのコンサート	子どものための音楽会 ミュージック・アカデミー 2019 新星たちのコンサート
総事業費(千円)	183,217	190,967	182,145	163,562	
財源内訳	準備経費	28,688	28,688	28,688	29,220
	開催事業費	154,529	162,279	153,457	134,342
財源内訳	183,217	190,967	182,145	163,562	
事業委託料	県業務委託料	98,356	98,356	98,356	100,179
	その他	84,861	92,611	83,789	63,383
周辺関連事業	みやざき国際ストリート音楽祭 ふれあいコンサート 街角コンサート(宮崎市内) 宮崎市こどもきらめく音の祭典 もうひとつの音楽祭 シェラトン ロビーコンサート	みやざき国際ストリート音楽祭 ふれあいコンサート 街角コンサート(宮崎市内) 宮崎市こどもきらめく音の祭典 もうひとつの音楽祭	みやざき国際ストリート音楽祭 ふれあいコンサート 街角コンサート(宮崎市内) 宮崎市こどもきらめく音の祭典 もうひとつの音楽祭	みやざき国際ストリート音楽祭 ふれあいコンサート 19街角コンサート(宮崎市内) もうひとつの小さな音楽会	

9 令和元年度県民文化振興事業の開催実績

(1) 宮崎国際音楽祭、県民文化振興事業（一般公演事業）及びその他受託事業

月		アイザックスターンホール	演劇ホール	イベントホール	ホール外（練習室等）
4	5(金)～ 7日(日)	●パイプオルガン・チェンバロ講習会			
	17日(水)				●はじめてのクラシック（フルート）
	28日(日)	◇第24回宮崎国際音楽祭（～5/19）			
6	1日(土)				●トライアル・シアター2019 オーディション
	16日(日) 29日(土)				●アートな学び舎
	22日(土) 23日(日)				●ニグリノーダ「赤桃」
7	6日(土) 7日(日) 13日(土) 14日(日)				●トライアル・シアター2019 「ベイビーさん あるいは笑う馬曲団に ついて」事前稽古
	10日(水)				●はじめてのクラシック（ピアノ）
	13日(土)	●パイプオルガン プロムナード・コンサート Vol.162 ●「オルブラ」特別講演 三上郁代パイプオルガン公開レッスン			
	20日(土)	●おんがくのおもちゃ箱シリーズpart9 夏休みだよ！全員集合！			
	26日(金)～ 28日(日)	●パイプオルガン・チェンバロ講習会			
	28日(日)				●みやざきの舞台芸術シリーズI 『童謡100年』記念ジョイントコンサート (延岡市)
8	9日(金) 10日(土)	●Let's 和の音 「かじってみよう！」			
	11日(日)	●Let's 和の音 「ふれてみよう！」			

	12日(月)				●アートな学び舎2019 「ギミックス」ワークショップ
	18日(日)		●ひむかオペラ第4弾 歌劇「ラ・ボエーム」		
	16日(金)~ 18日(日)			●トライアル・シアター2019 「ベイビーさん あるいは笑う馬曲団について」 練習	
	24日(土) 25日(日)			●トライアル・シアター2019 「ベイビーさん あるいは笑う馬曲団について」 発表公演	
9	6日(日)			●こどもおとなも劇場「ねこはしる」 鑑賞教室(県内小中学生を対象)	
	7日(土) 8日(日)			●こどもおとなも劇場「ねこはしる」	
	9日(月)				●こどもおとなも劇場「ねこはしる」 日南市立湯上小学校ワークショップ
	14日(土)			●なるほどクラシックコンサート vol18 「街角物語~音楽とパントマイムでつなぐ物語」	
	15日(日)				●なるほどクラシックコンサート vol18 「街角物語~音楽とパントマイムでつなぐ物語」(延岡会場)
	14日(土) 15日(日)				●アートな学び舎2019 わくわくドキドキ親子で体操 (高千穂町等)
	20日(金)		●PARCOプロデュース 「人形の家 Part.2」		
	21日(土)	●パイプオルガン プロムナード・コンサート Vol.163 ●「オルブラ」特別企画 渋澤久美パイプオルガン公開レッスン			
	21日(土) 22日(日)			●ギミックス (北九州芸術劇場プロデュース)	
10	5日(土)			●みやざきの舞台芸術シリーズII 「フルーツ!フルーツ!!フルーツ!!!」	
	9日(水)				●はじめてのクラシック(クラリネット)

	9日(水) 10日(木) 23日(水) 24日(木) 31日(木)				●アートな学び舎2019 戯曲を読み解く!
	12日(土) 13日(日) 19日(日) 20日(日)				●アートな学び舎2019 演劇づくりたい! ワークショップ
	13日(日) 27日(日)	●オルガンとその仲間たちシリーズ2019 「グローリア」合唱練習			
	16日(水)				●アートな学び舎2019 おと・あかり・ワークショップ
	19日(日)			●鈴木大介×伊藤ゴロー 「ギター・デュオで聴く映画音楽の世界」	
	26日(土)				●アートな学び舎2019 狂言たいけん!
11	1日(金)				●アートな学び舎2019 戯曲を読み解く!
	9日(土)				●あそびの冒険フェスティバル ワークショップ
	10日(日)			●あそびの冒険フェスティバル コンサート	●オルガンとその仲間たちシリーズ2019 「グローリア」合唱練習
	16日(土)		●ブエノスアイレス・レポート		
	22日(金)				●アートな学び舎2019 舞台めいく講座
	23日(土)	●ケルン放送交響楽団			
12	1日(日) 21日(土)	●オルガンとその仲間たちシリーズ2019 「グローリア」合唱練習			●オルガンとその仲間たちシリーズ2019 「グローリア」合唱練習
	4日(水)		●終わりのない		
	8日(日)	●チェコ少年合唱団 ”ボニ・ブエリ” クリスマス・コンサート			
	21日(土)	●パイプオルガン ブロムナード・コンサート Vol. 164			

		●「オルブラ」特別企画 福本茉莉パイプオルガン公開レッスン			
	21日(土) 22日(日)			●みやざきの舞台芸術シリーズⅢ 「小さな街の大きな愛」	
1	5日(日)	●オルガンとその仲間たちシリーズ2019 「グローリア」合唱練習			
	8日(水)				●はじめてのクラシック(フルート)
	12日(日)	●オルガンとその仲間たちシリーズ2019 「グローリア」関連企画 こどものためのはじめてのバイオリン体験教室			
	13日(月)	●オルガンとその仲間たちシリーズ2019 「グローリア」			
	23日(木)	●ベルリン・フィルハーモニーピアノ四重奏団			
2	2日(土)		●ピアノの巨人たちの肖像 「ショパンVSリスト」		
	8日(土)	●おんがくのおもちゃ箱シリーズpart10 寒さなんてふきとばせ!全員集合!			
	26日(水)~ 3月1日(日)			●新かぼちゃといもがら物語4 「幻視~神の住む町~」	
	29日(土)				●はじめてのクラシックin西都
	28日(金)~ 29日(土)	●パイプオルガン・チェンバロ講習会			
3	実績確定後				●アートな学び舎「ぶっちゃけ演出論」 (新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止)

※ 上記のほか、年間通じて、「音楽及び演劇アウトリーチ事業」を実施している。

- ・音楽アウトリーチ：コンサートに行く機会のない方や音楽に触れる機会の少ない方のもとへ、演奏家が劇場を飛び出して直接地域でコンサートを行うもので、音楽の楽しさや感動をより身近に感じてもらえる機会を提供。
- ・演劇アウトリーチ：演劇の手法を用いたアウトリーチ活動の学校現場での普及や、ファシリテーター・実演家育成を目的として、ワークショップ体験、鑑賞体験を実施。

10 公益財団法人宮崎県立芸術劇場の決算状況【第三期】

(単位:千円)

内 容	H 2 8	H 2 9	H 3 0
収 入 ①	830,276	855,549	952,837
指定管理料	464,089	470,218	470,218
管理運営費	312,270	318,399	318,399
県民文化振興事業費	53,463	53,463	53,463
国際音楽祭	98,356	98,356	98,356
利用料金収入	54,912	57,553	64,367
大規模改修等委託	119,880	135,519	214,628
その他の収入	191,395	192,259	203,624
支 出 ②	830,024	847,252	937,751
人件費	116,180	123,231	128,781
事業費	337,378	328,431	336,184
修繕費	125,301	144,345	217,601
その他の支出	251,165	251,245	255,185
収支差額 (①-②)	252	8,297	15,086

※1 県派遣職員に係る人件費の一部を県が直接負担している。

(相当額を指定管理料から差引)

※2 事業費：音楽祭、自主事業（その他、県受託事業）

修繕費：大規模改修、劇場修繕